

## 22 直接国税犯則事件

### (1) 起訴事件数

区 分	起 訴 事 件						
	前年からの 数	本年の 起訴件数	起訴件数の 合計	左 の 内 訳			
	件	件	件	有 罪 件	無 罪 件	公訴権消滅 件	未 決 件
申告所得税	×	×	3	3	-	-	-
法 人 税	3	×	×	3	-	-	×
そ の 他	-	×	×	-	-	-	×
合 計	×	×	9	6	-	-	3

調査期間 平成16年1月1日から平成16年12月31日

(注) 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

### (2) 有罪に係る人員及び金額

区 分	懲役刑を科せられたものの人員	罰 金	
		人 員	金 額
	人	人(社)	千円
申告所得税	3	×	3 23,000
法 人 税	3	×	3 61,000
そ の 他	-	-	-
合 計	6	4	6 84,000

調査期間 平成16年1月1日から平成16年12月31日

(注) 1 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。  
2 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

### (3) 犯則者違反行為別件数

申 告 所 得 税		法 人 税		そ の 他	
該当条項	件 数	該当条項	件 数	該当条項	件 数
第 238 条	外 3	第 159 条	外 ×	ほ脱犯規定	外 -
第 244 条	-	第 164 条	×	両罰規定	-
合 計	- 3	合 計	×	合 計	-

(注) 1 この表は、「(1) 起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。  
2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。  
3 「その他」は、相続税、源泉所得税及び消費税である。

犯則者が判明 しないもの		税		揮 発 油 税			地 方 道 路 税
		計		ほ脱犯	秩序犯	計	
外	件	外	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-

たばこ税		たばこ 特別税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合 計	
ほ脱犯	秩序犯						計	外
件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-

- 用語の説明
- 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。
  - 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。
  - 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又は告発を行わなかったものをいう。
  - 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(2) 通告処分及び履行状況

区 分	酒 税							
	免 許 者				非 免 許 者		計	
	酒 類 等 製 造 者		酒 類 販 売 業 者		非 免 許 者		計	
	外	件	外	件	外	件	外	件
要 履 行 件 数 { 前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 計	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数 { 通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通 告 履 行 計	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	-	千円	-	千円	-	千円

区 分	石 油 石 炭 税			た	
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	件
要 履 行 件 数 { 前年度からの繰越履行未済 通 告 処 分 計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
履 行 等 件 数 { 通告不履行による告発 通告後公訴権消滅 通 告 履 行 計	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-
本年度末履行未済件数	-	-	-	-	-
通告履行罰科金相当額	-	千円	千円	-	千円

調査対象 平成16年4月1日から平成17年3月31日までの間における間接国税の犯則事件

(注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者以外の者及び行為者を示す。

2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

揮 発 油 税			石 油 ガ ス 税		
ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計
件	件	件	件	件	件
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
千円	千円	千円	千円	千円	千円
-	-	-	-	-	-

ば こ 税		合 計	
秩 序 犯	計		
件	件	外	件
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
千円	千円	-	千円
-	-	-	-

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

区 分	免						許					
	酒 類 製 造 者			酒母、もろみ製造者			酒 類 卸 売 業 者					
	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額	件数	犯 則 数 量	税 額			
	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円	件	l	kg	千円
第 54 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 55 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 1 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 2 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 3 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 4 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 5 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 6 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 56 条 第 1 項 第 7 号	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 58 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 59 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第 60 条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
犯則者が判明しないもの	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示したものである。

(4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

揮 発 油 税		石 油 石 炭 税		石 油 ガ ス 税		た ば こ 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 27 条 第 1 項 第 1 号	-	第 24 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-	第 28 条 第 1 項 第 1 号	-
第 27 条 第 1 項 第 2 号	-	第 24 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-	第 28 条 第 1 項 第 2 号	-
第 28 条 第 1 号	-	第 25 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-	第 29 条 第 1 号	-
第 28 条 第 2 号	-	第 25 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-	第 29 条 第 2 号	-
第 28 条 第 3 号	-	第 26 条 第 1 号	-	第 29 条 第 3 号	-	第 30 条 第 1 号	-
第 29 条 第 1 号	-	第 26 条 第 2 号	-	第 30 条 第 1 号	-	第 30 条 第 2 号	-
第 29 条 第 2 号	-	第 26 条 第 3 号	-	第 30 条 第 2 号	-	第 30 条 第 3 号	-
第 29 条 第 3 号	-	第 26 条 第 4 号	-	第 30 条 第 3 号	-	第 30 条 第 4 号	-
第 29 条 第 4 号	-			第 30 条 第 4 号	-		
合 計	-	合 計	-	合 計	-	合 計	-

電 源 開 発 促 進 税		印 紙 税	
該 当 条 項	件 数	該 当 条 項	件 数
第 13 条 第 1 項	-	第 22 条 第 1 項 第 1 号	-
第 14 条 第 1 号	-	第 22 条 第 1 項 第 2 号	-
第 14 条 第 2 号	-	第 23 条	-
第 14 条 第 3 号	-	第 24 条	-
		第 25 条 第 1 号	-
		第 25 条 第 2 号	-
		第 25 条 第 3 号	-
		第 25 条 第 4 号	-
		第 26 条 第 1 号	-
		第 26 条 第 2 号	-
合 計	-	合 計	-

(注) 「(1) 検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に示したものである。

者				非 免 許 者				計				左の計のうち密輸 入酒類に係るもの			
酒類小売業者															
件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数量	税額
件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

たばこ特別税		取引所税		航空機燃料税		地方道路税	
該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数	該当条項	件数
第21条第1項第1号	-	第14条第1項	-	第20条第1項第1号	-	第15条第1項第1号	-
第21条第1項第2号	-	第15条第1号	-	第20条第1項第2号	-	第15条第1項第2号	-
第22条	-	第15条第2号	-	第21条第1号	-	第15条の2	-
				第21条第2号	-		
				第21条第3号	-		
合計	-	合計	-	合計	-	合計	-

## 24 税 理 士

### 税理士登録者数

区 分	弁 護 士	公 認 会 計 士	試 験 合 格 者	試 験 免 除 者	資 格 認 定 者	税 務 代 理 士	特 別 試 験 合 格 者	合 計
	人	人	人	人	人	人	人	人
平成 12 年度	7	160	1,092	500	16	14	1,238	3,027
13	7	155	1,105	542	13	12	1,180	3,014
14	7	150	1,116	583	11	10	1,124	3,001
15	6	151	1,111	645	9	6	1,066	2,994
16	7	153	1,120	705	7	6	994	2,992

調査時点

平成17年3月31日

用語の説明

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行（昭和26年7月15日）の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に合格した者をいう。